

広島県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年七月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
呉市警固屋五丁目一六八番五地先から 呉市警固屋八丁目五〇番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	ダブルウェイ 一部幅員減少 不用物件延長 八七五・〇〇 メートル
	一一・二〇〇 一四八・〇〇	一、二二二・ 七〇	
	一一・二〇〇 一七四・〇〇	一、二二二・ 七〇	
	七・二〇〇 三・六〇	一、〇〇九・ 四〇	
	一〇・二〇〇 三四・〇〇	一八八・五〇	